

厚生委員会連載

東京弁護士会の「同好会制度」

vol.1 制度の発足と公認同好会

厚生委員会委員
東京弁護士会宝塚歌劇愛好会会長 伊藤 茂昭 (32期)



1 弁護士の同好・趣味の集まりを 東京弁護士会が公認

会員の皆さんは、東京弁護士会（以下「本会」という）に同好会制度があることをご存じでしょうか。本会が公認した同好会は、本会施設の無償利用や本会のウェブサイト等の利用による広報の協力を得ることが認められています。

現在、囲碁、将棋、ゴルフ、宝塚歌劇、オペラの5つの同好会が公認同好会として活動しています。

本会は、所属会員がまもなく9000名を超えようとする大組織です。大規模化に伴い会務に熱心に参加する会員の比率は低下し、会員の帰属意識も希薄化する傾向は否めません。

そんな昨今において、毎日の弁護士業務に追われるなか、趣味を同じくする弁護士仲間が趣味を通じて時間を共有する、そんな場を弁護士会が与えてくれる。弁護士会活動の全体から見れば福利厚生の小さな役割に過ぎないともいえますが、しかし、一方で周辺から会の活動を支える潤滑油として、とても意義のあることではないかと思えます。

私は、公認同好会の一つ、宝塚歌劇愛好会の活動に参加しています。正会員になるために第一東京弁護士会から本会に登録換えした会員がいます。また、検察官を退官し弁護士登録した会員が、宝塚ファンのお母様と一緒に会の食事に参加し、「弁護士になって一番よかったことは、この同好会に入会できたことです」と挨拶された出来事もありました。

もちろん、個々の会員は、それぞれ様々な趣味を持っているでしょうし、自由に楽しんでおられると思います。

また同好のグループは何も弁護士会だけでなく他にもいろいろとあると思います。でも一方で、多様な趣味に対応する同好会が本会の中に多数存在し、新規登録弁護士が、受験勉強と司法修習を終えて、さあ、社会に旅立とうとするとき、弁護士仲間の同好の会に入会して、先輩たちと交流するというのは、素晴らしいことではないかと思うのです。

ということで、この同好会制度について、このLIBRAでも取り上げられることとなりました。次回からは隔月で、順次各同好会の活動の紹介が始まります。是非ご期待いただきたいと思えます。

2 同好会制度の発足と歩み

2014年から2015年にかけて弁護士会館の利用についての改革があり、そのときの流れで同好会制度が発足しました。

高中正彦会長時代の2015年3月9日の理事会会で、本会の「同好会の公認に関する細則」*1が決定されました。同細則によりますと、その第2条にその考慮要素が以下の通り定められています。

- (1) 本会が公認するに相応しい健全な目的と実体を有する団体であること。
- (2) 構成員として、本会会員が20人以上存在すること。
- (3) 会則、活動責任者、会計責任者、会員名簿等を置き同好会運営に必要な条件を備えていること。
- (4) 代表者が本会会員であること。
- (5) 団体としての活動実績が1年以上あり、現に活動していること。
- (6) 本会の品位を損なうものでないこと。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/members/kaisoku/act/frame/frame110000925.htm>

東京弁護士会公認同好会一覧

	団体名	代表者名	公認日
第1号	東京弁護士会 棋友会	代表幹事 水津 正臣	2015年3月30日
第2号	東京弁護士会 将棋会	幹事長 鎌田 勇夫	2015年3月30日
第3号	東京弁護士会 ゴルフ倶楽部	総務幹事 松尾 慎祐	2017年5月25日
第4号	東京弁護士会 宝塚歌劇愛好会	会長 伊藤 茂昭	2017年6月22日
第5号	東京弁護士会 オペラ同好会 La Campanella	代表 吉岡 桂輔	2021年6月23日

制度発足後、現在までにこの制度にもとづき公認団体として認められたのは、別表の通りの5団体です。私は、2015年3月に制度が発足した直後の同年4月に本会長に就任し、理事者会場で囲碁と将棋の同好会の代表者の方に公認証を交付する役割を担いました。また、その年に、囲碁・将棋の同好会公認を記念して、プロ棋士をお招きして東京弁護士会囲碁・将棋祭りを開催いたしました。

これらの体験を機に、私は、それまで弁護士仲間と宝塚歌劇を応援するため長年継続してきた「すみれを後援するひまわりの会」を発展改組し、将来公認団体となることを目指すべく、「東京弁護士会宝塚歌劇愛好会」を立ち上げ、活動を開始しました。そして、3番目のゴルフ倶楽部に続いて、淵上玲子会長の時代に「宝塚歌劇愛好会」が4番目の同好会として無事公認されました。

3 同好会の活動の 今後の広がりについて

公認された同好会の活動については次回から順次、連載で紹介されていきます。

本稿では、すべての同好会に共通する問題について少し触れたいと思います。先述した細則では、会の代表が本会会員であること、本会会員が20名以上いることを要件にしていますが、会員資格を特に本会会員に限定しているわけではありません。

囲碁・将棋は三会の会員の交流が活発であり、また、裁判所・検察庁との交流もあります。本会以外の弁護

士会会員や裁判官、検察官を会員とするかどうかは、各団体に任されています。例えば宝塚歌劇愛好会では、本会会員を「正会員」とし、他会の弁護士会会員、正会員の1親等以内の親族、本会・日本弁護士連合会の正職員を「準会員」としています。そのことにより、正会員が核となって他会との交流やご家族を含む福利厚生活動が可能となる仕組みとしています。これから新たに同好会を立ち上げ、公認団体を目指す場合の参考にさせていただければと思います。

次に、「活動実績1年以上」という要件についてですが、本会の同好会制度に基づく組織を発足させてからの活動実績が1年以上必要なのか、それとも会派などの団体内の有志でも1年以上の活動実績があれば、細則に基づく規則や役員要件、名称などが整えば、それから1年未満でも公認されるのか、必ずしも明確ではありません。実際、今までの公認に当たって疑義もありましたが、より多くの同好会が早期に公認されるためには、より緩やかな後者の解釈が妥当であると思いますので、理事者会で細則の改定を行うか、もしくは解釈を確定されることを望みます。

ワインをたしなむ会、鉄道研究会をはじめ、歌舞伎、バレエ、俳句など、多才・多趣味の弁護士が集い、先輩・後輩が交流する場所を提供することは、本会が、魅力ある弁護士会として継続していくことでもあります。これ以上、うれしいことはありません。

同好会の立ち上げに当たり、規約の作成などお手伝いできることがあれば、既存の同好会のネットワークを通じ、いつでもご協力いたします。